

産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都足立区新田一丁目10番19号

氏 名 都築鋼産株式会社

代表取締役 都築基

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 令和 元年11月18日

許可の有効期限 令和 6年11月17日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破碎）、中間処理（破碎、減容固化（燃料化））

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理（破碎）

①木くず（以上1種類）

中間処理（破碎、減容固化（燃料化））

①廃プラスチック類、②紙くず（以上2種類）

中間処理（破碎）

①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④金属くず、⑤ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑥がれき類（以上6種類）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設（破碎）の設置場所

群馬県邑楽郡明和町下江黒654番1

イ 中間処理施設（破碎）の設置年月日

平成18年 5月 1日

中間処理施設（破碎）の許可年月日及び許可番号

平成17年 2月17日 群馬県第252-0号

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 破碎

産業廃棄物の種類及び能力

木くず [248t/24h]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県邑楽郡明和町下江黒654番1

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 70㎡ 保管容量 153㎡

(2) ア 中間処理施設(破碎、減容固化(燃料化))の設置場所

群馬県邑楽郡明和町下江黒654番1

イ 中間処理施設(破碎、減容固化(燃料化))の設置年月日

平成18年 5月 1日

中間処理施設(破碎、減容固化(燃料化))の許可年月日及び許可番号

平成17年 2月17日 群馬県第251-0号

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(7) 施設の種類 破碎

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [172t/24h]

紙くず [148t/24h]

(イ) 施設の種類 減容固化(燃料化)

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [152t/日]

紙くず

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県邑楽郡明和町下江黒654番1

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 141㎡ 保管容量 306㎡

(3) ア 中間処理施設(破碎)の設置場所

群馬県邑楽郡明和町下江黒653番1、653番2及び653番3

イ 中間処理施設(破碎)の設置年月日

平成26年 3月25日

中間処理施設(破碎)の許可年月日及び許可番号

平成25年 1月18日 群馬県第369-0号

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(7) 施設の種類 破碎

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [271t/24h]

紙くず [178t/24h]

木くず [452t/24h]

金属くず [2, 272t/24h]

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [1, 828t/24h]

がれき類 [1, 826t/24h]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県邑楽郡明和町下江黒653番1、653番2及び653番3

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 86㎡ 保管容量 133㎡

3 許可の条件

特になし



4 許可の更新、変更の状況	
昭和52年12月14日	新規許可
昭和61年 2月 1日	変更許可
昭和62年11月18日	変更許可
平成 元年11月18日	変更許可
平成 5年 7月 6日	変更許可
平成 6年11月18日	更新許可
平成 9年 8月27日	変更許可
平成11年11月18日	更新許可
平成16年11月18日	更新許可
平成18年 6月15日	変更許可
平成21年11月18日	更新許可
平成26年11月18日	更新許可
令和 元年11月18日	更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無